

令和2年度

地域型保育事業 指導監査の着眼点

※社会福祉法人については、
「社会福祉法人及び児童福祉施設指導監査の着眼点(会計編)」も
ご参照ください。

横 浜 市
こども青少年局監査課

指摘区分について【参考】

- ・ 監査において適正ではない点や不備な点が認められた場合には、改善の指導を行います。
- ・ 改善の指導は、次のとおり標準的な区分を設定して行っています。

文書指摘事項	関係法令又は通知等の違反が認められる場合は、当該事項について、原則として、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導（文書指摘）します。 また、改善措置の具体的な内容について、期限を定めて改善報告書の提出を求めます。
口頭指摘事項	違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘の指導を行わずとも改善が見込まれる場合には、当該事項について、口頭により自主的な是正又は改善を指導（口頭指摘）します。 なお、口頭指摘を行う場合は、法人等と指導の内容に関する認識を共有するため、原則として口頭指摘とした内容を文書により交付します。
助言事項	法令又は通知等の違反は認められないが、法人等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項について、口頭により助言を行います。 助言事項についても、原則として文書を交付します。

- ◆特に文書指摘事項については、その改善状況又は改善の予定等を含め、理事会等への報告を行ってください。
- ◆根拠法令について、指摘事項の根拠となる法令又は本市条例、要綱、通知等の名称等を掲載します。関連する法令等が多数ある場合は、主なものを掲載します。

目 次

I 事業所の概況	
1 施設・設備の管理等	1
II 職員の配置等	
1 職員配置	1
2 職員の処遇	2
3 利用乳幼児への対応、秘密保持	2
III 施設運営	
1 運営規程等	3
2 非常災害対策	3
3 事故防止及び安全対策	4
4 衛生管理	5
5 苦情への対応	5
6 業務の質の評価	5
IV 児童の処遇	
1 健康診断等の実施	5
V 保育の内容（保育所保育指針関係）	
	6
VI 給食・食事	
	7
VII 会計	
	7
VIII 新型コロナウイルスに係る対応について	
	8

根拠法令について

● 横浜市条例・要綱等

省略標記	正式名称		公布年月日	最近改正
家庭的等認可基準条例	横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例	条例第47号	平成26年9月25日	令和元年10月4日
確認基準条例	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	条例第48号	平成26年9月25日	令和元年10月1日
建築基準条例	横浜市建築基準条例	条例第20号	昭和35年10月10日	令和2年4月1日
自助共助推進条例	横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例	条例第30号	平成25年6月5日	
震災対策条例	横浜市震災対策条例	条例第4号	平成25年2月28日	平成30年3月5日
食品衛生基準条例	横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例	条例第64号	平成17年6月24日	平成27年2月25日
市認可確認要綱	横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱	こ保整第1465号	平成27年3月26日	令和元年12月27日
土曜共同保育要綱	土曜日共同保育に関する実施要綱	こ保運第2747号	平成29年3月17日	平成30年2月1日
市向上支援費等取扱要綱	横浜市における保育・教育に係る向上支援費等取扱要綱	こ保運第1号	平成27年4月1日	平成31年4月1日
市延長保育要綱	横浜市延長保育事業実施要綱	こ保運第1号	平成27年4月1日	令和元年10月1日
市障害児等の保育・教育要綱	横浜市障害児等の保育・教育実施要綱	こ保運第3729号	平成27年4月1日	令和2年4月1日
市防災計画「震災対策編」	横浜市防災計画「震災対策編」			令和2年1月
市防災計画「風水害等対策編」	横浜市防災計画「風水害等対策編」			令和2年1月
休園日等に係るガイドライン	横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の休園日等に係るガイドライン	こ保運第39102654号	平成19年3月30日	平成27年3月30日
	公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」の見直しに伴う対応について	こ保運第4134号	令和2年3月16日	
	「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」実施について	こ保運第2157号	令和元年9月27日	
	保育所及び地域型保育事業における実費徴収について	こ保運第2843号	平成31年3月20日	
	保育所及び地域型保育事業における寝具に関する実費徴収の取り扱い等について	こ保運第3566号	令和2年3月17日	
	保育施設における児童の安全対策等の徹底について	こ保運第1052号	平成26年6月26日	
	特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について	こ保運第3607号	令和2年3月26日	
	感染症等発生時の報告について	こ保人第730号	令和元年9月30日	
	緊急事態宣言の発出に伴う保育等の対応(給付費・委託等及び職員の給与)について	こ保運第994号	令和2年5月15日	
	新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について	こ保人第44号	令和2年4月10日	

● 関係法令等

省略標記	正式名称		公布年月日	最近改正
	児童福祉法	法律第164号	昭和22年12月12日	令和元年6月26日
	消防法	法律第186号	昭和23年7月24日	平成30年6月27日
	消防法施行令	政令第37号	昭和36年3月25日	令和元年12月13日
	消防法施行規則	自治省令第6号	昭和36年4月1日	令和2年4月1日
	水防法	法律第193号	昭和24年6月4日	平成29年5月19日
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律第57号	平成12年5月8日	平成29年5月19日
労基法	労働基準法	法律第49号	昭和22年4月7日	平成30年12月14日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	省令第23号	昭和22年9月1日	令和元年12月13日
	最低賃金法	法律第137号	昭和34年4月15日	
	労働安全衛生法	法律第57号	昭和47年6月8日	令和元年6月14日
	労働安全衛生規則	労働省令第32号	昭和47年9月30日	令和元年12月13日
	学校保健安全法	法律第56号	昭和33年4月10日	平成27年6月24日
	学校保健安全法施行規則	文部省令第18号	昭和33年6月13日	令和元年7月1日

● 通知等

省略標記	正式名称	公布年月日	最近改正
保育指針	保育所保育指針	厚生労働省告示第117号	平成29年3月31日
労働時間使用者措置ガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン		平成29年1月20日
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン		平成21年8月
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン		平成23年3月
事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン		平成28年3月
	保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について	子保発0214第1号	令和2年2月14日
	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	府子本第566号、2文科初第205号、子発0512第2号	令和2年5月12日
	保育所における嘱託歯科医の設置について	児発第284号	昭和58年4月21日
平成16年消防庁告示第9号	消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備又は特殊消防用設備等の点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件	消防庁告示第9号	平成16年5月31日
	法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(周知)	内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)ほか事務連絡	平成28年4月14日
	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	雇児総発0909第2号	平成28年9月9日
	特定教育・保育施設における事故の報告等について	府子本第912号ほか	平成29年11月10日
苦情解決指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号、社援第1352号、老発第514号、児発第575号	平成12年6月7日
大量調理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	衛食第85号別添	平成9年3月24日
食事の提供援助及び指導	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	子発0331第1号、障発0331第8号	令和2年3月31日
食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0331第1号	令和2年3月31日
調理業務委託について	保育所における調理業務の委託について	児発第86号	平成10年2月18日
	新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて	府子本第646号、2初幼教第11号、子保発0617第1号	令和2年6月17日
	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について	厚生労働省健康局結核感染症課ほか、事務連絡	令和2年3月6日

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆:令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
I 事業所の概況		
1 施設・設備の管理等		
(1) 開所時間	開所時間が適切かつ本市の規定する休園日以外に休園日を設けていないか。また、開所時間中は常時職員が配置されているか。配置されていない場合は、確実に連絡が取れる連絡先を保護者等に明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第24条、第31条、第33条、第37条 ・市認可確認要綱第8条 ・休園日等に係るガイドライン ・保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について(国通知) ・公定価格における「土曜日に閉所する場合の減算調整」の見直しに伴う対応について(市通知)
(2) 設備の基準	所有または使用している不動産について、登記または賃貸借契約を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市認可確認要綱第14条
	家庭的保育事業所等に必要な施設又は設備が設けられているか。施設の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分考慮しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第5条 ・市認可確認要綱第5条
(3) 利用児童数	児童の受け入れについて、利用児童数は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認基準条例第48条
(4) 土曜日共同保育	土曜日共同保育を実施している場合、必要な手続きを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜共同保育要綱第3条、第5条、第8条
II 職員の配置等		
1 職員配置		
◆ (1) 職員配置	保育士、保育責任者、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を配置し、市基準の職員数が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第23条、第30条、第32条、第35条、附則8 ・確認基準条例第47条 ・市認可確認要綱第7条 ・市向上支援費等取扱要綱第8条、第9条 ・市延長保育要綱第7条 ・「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」実施について(市通知) ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(国通知) ・保育指針第2章1(3)、2(3)、第3章3(2)

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆：令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
2 職員の処遇		
(1) 職員関係帳簿の整備等	職員の資格証明書、履歴書、労働者名簿、労働条件通知書、賃金台帳等を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第19条、第23条、第30条、第32条、第35条 ・労基法第15条、第66条の8の3、第107条、第108条、第109条 ・労基法施行規則第5条、第53条、第54条 ・労働時間使用者措置ガイドライン ・保育所における嘱託歯科医の設置について(国通知)
(2) 就業規則、給与規定、育児・介護休業規程、協定	労使協定の締結や届出が必要な規則・規程等について、適切に作成の上、労働基準監督署に届け出ているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第36条、第89条
◆ (3) 職員給与等	職員の給与は、給与規程等に基づき、勤務実態に即して、適正な給与水準で支給されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第2条、第24条、第28条、第37条、第89条 ・労基法施行規則第8条 ・最低賃金法第3条、第4条 ・社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(国通知)
(4) 有給休暇	有給休暇の取得など、労働関係の法令法規を遵守しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・労基法第39条
(5) 職員の健康診断	職員の健康診断が適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法第66条 ・労働安全衛生規則第43条、第44条
(6) 職員研修	職員の資質向上のため、研修受講の機会を計画的に確保しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第9条 ・確認基準条例第47条 ・保育指針第5章2(2)、3、4(1)
3 利用乳幼児への対応、秘密保持		
(1) 差別・虐待等の禁止	国籍、信条、社会的身分等により差別的取り扱いをしていないか。また、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。 (法第33条の10各号(禁止行為)：暴行、わいせつな行為、ネグレクト、暴言、拒絶的な対応、心理的外傷を与える言動等)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第5条、第11条、第12条、第13条、第18条 ・確認基準条例第3条、第24条、第25条、第26条 ・児童福祉法第33条の10 ・保育指針第1章1(5)
(2) 秘密保持	業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第20条 ・確認基準条例第27条 ・保育指針第1章1(5)

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆：令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
III 施設運営		
1 運営規程等		
◆ (1) 運営規程	家庭的保育事業所等の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。	・家庭的等認可基準条例第18条 ・確認基準条例第46条
◆ (2) 重要事項の説明	あらかじめ利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得ているか。施設内に掲示又は閲覧できる状態にしているか。	・確認基準条例第23条、第38条
◆ (3) 実費徴収	特定地域型保育事業に係る利用者負担額以外の、特定地域型保育事業者が提供するサービスに係る利用料は、適正な金額か。あらかじめ、保護者に使途、金額、理由等を文書で説明し、同意を得ているか。	・確認基準条例第43条 ・保育所及び地域型保育事業における実費徴収について(市通知) ・保育所及び地域型保育事業における寝具に関する実費徴収の取り扱い等について(市通知)
◆ (4) 法定代理受領	特定地域型保育に係る地域型保育給付費の支給を受けた場合に、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る給付費の額を通知しているか。	・確認基準条例第14条 ・法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(国事務連絡)
(5) 連携施設	必要な連携施設を確保しているか。	・家庭的等認可基準条例第6条 ・確認基準条例第42条
(6) 運営委員会の設置	(社会福祉法人・学校法人以外が運営する施設) 社会福祉事業の知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置しているか。	・市認可確認要綱第12条
2 非常災害対策		
(1) 防火管理	防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出、消防設備点検など、防火管理上、必要な手続きがなされているか。	・家庭的等認可基準条例第7条、第22条 ・消防法第4条、第5条、第8条、第17条の3の3 ・消防法施行令第1条の2、第3条の2 ・消防法施行規則第31条の6 ・平成16年消防庁告示第9号
◆ (2) 非常災害対応	火災、地震及び風水害などの非常災害時の具体的な対応についてマニュアルを作成し、職員と共有が図られているか。	・家庭的等認可基準条例第7条 ・児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(国通知) ・保育指針第3章4(2)

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆：令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
◆ (3) 避難訓練及び 消火訓練	避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第7条 ・保育施設における児童の安全対策の徹底について(市通知) ・自助共助推進条例第13条 ・震災対策条例第8条 ・市防災計画「震災対策編」 ・保育指針第3章4(3)
◆ (4) 浸水及び 土砂災害対策	(施設が「浸水想定区域」内又は「土砂災害警戒区域」内に立地し、要配慮者利用施設となっている場合) 避難確保計画を策定し、区役所に届け出るとともに、計画に基づいた訓練を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法第15条の3 ・土砂災害防止法第8条の2 ・市防災計画「風水害等対策編」
◆ (5) 不審者対策	外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練が実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育指針第3章3(2)
3 事故防止及び安全対策		
◆ (1) 設備の安全対策	施設の設備は、事故の防止や、火災や地震の発生時に備えたものとなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第7条、第29条、第33条、第34条 ・市認可確認要綱第5条 ・消防法第8条の3 ・消防法施行令第4条の3、第10条 ・建築基準条例第6条 ・自助共助推進条例第7条 ・保育指針第3章3(2)、4(1) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
◆ (2) 事故防止のための措置	事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告方法等が記載された事故防止のためのマニュアルが整備されており、職員間で共通理解が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認基準条例第32条 ・保育指針第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
◆ (3) 事故発生時の対応	事故が発生した場合、速やかに区役所、家族等に連絡し、必要な措置を講じているか。また、事故の状況を記録、報告して、原因分析を行い、職員に周知徹底する体制を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認基準条例第32条、第49条 ・保育指針第3章3(2) ・特定教育・保育施設における事故の報告等について(国通知) ・特定教育・保育施設等における事故報告書の様式変更について(市通知)

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆：令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
◆ (4) 食物アレルギー対応	アレルギー疾患を有する子どもの対応について、保護者や医師と連携した必要な措置が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・保育指針第3章1(3)、2(2)、3(2)
	マニュアルの整備等、適切な対応が図られ、全ての職員にその対応策が徹底されているか。また、事故発生時に関係機関への報告を適切に行い、再発防止に向けた具体的対策が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・確認基準条例第32条 ・アレルギー対応ガイドライン ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン ・保育指針第3章1(3)、2(2)、3(2)
(5) 保険への加入	施設賠償責任保険、児童障害保険又はこれらに類すると認められる保険等に加入しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市認可確認要綱第11条
4 衛生管理		
◆ (1) 感染症及び食中毒への衛生管理	感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないようにマニュアルの整備など、必要な措置を講じているか。また、職員会議や研修で職員に周知され、共通理解が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第14条 ・感染症等発生時の報告について(市通知) ・感染症対策ガイドライン ・保育指針第3章1(3)
(2) 飲用水等の衛生管理	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置が講じられているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第14条 ・大量調理マニュアル
5 苦情への対応		
◆ (1) 苦情への対応	苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。また、保護者からの苦情や要望を記録し、第三者委員に報告するなど、苦情解決の仕組みに基づき、迅速かつ適切に対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第21条 ・確認基準条例第30条、第49条 ・苦情解決指針
6 業務の質の評価		
(1) 第三者評価	第三者評価を受審しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第5条 ・確認基準条例第45条 ・市認可確認要綱第9条
IV 児童の処遇		
1 健康診断等の実施		
(1) 健康診断	年2回の定期健康診断を学校保健法に準じて実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的等認可基準条例第17条 ・学校保健安全法第13条 ・学校保健安全法施行規則第5条、第6条

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆：令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
V 保育の内容（保育所保育指針関係）		
◆ (1) 全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、多くの職員が替わる場合に、職員と児童、保護者との信頼関係の構築が図られているか。		・確認基準条例第47条 ・保育指針第1章3(3)、第2章1(3)・2(3)、第4章2(1)
◆ (2) 睡眠時の事故防止について、適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行うなど、事故防止対策が採られているか。		・保育施設における児童の安全対策の徹底について(市通知) ・保育指針第2章1(3)、2(3)、第3章3(2) ・事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
◆ (3) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設備や環境が整えられ、保健的環境の維持及び安全が確保されているか。		・家庭的等認可基準条例第5条 ・確認基準条例第3条 ・保育指針第1章1(3)(4)、第3章3(1)
(4) 子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの人格を尊重した保育を行っているか。		・家庭的等認可基準条例第5条 ・確認基準条例第3条 ・保育指針第1章1(5)
◆ (5) 全体的な計画、指導計画及び保健計画、食育計画等が作成され、適切に実施されているか。		・保育指針第1章3(1)(2)、 ・第3章1(2)、2(1)
(6) 障害のある子どもの保育について指導計画の中に位置付け、支援のための計画を個別に作成しているか。		・市障害児等の保育・教育要綱第15条 ・保育指針第1章3(2)
(7) 3歳未満児の保育について、個別的な計画を作成しているか。		・保育指針第1章3(2)
(8) 長時間にわたる保育について、指導計画に位置付けているか。		・保育指針第1章3(2)
(9) 保育の記録を明らかにする帳簿が整備されているか。また、完結の日から5年間保存しているか。		・家庭的等認可基準条例第19条 ・確認基準条例第12条 ・保育指針第1章3(3)
(10) 責任者は、利用乳幼児の保護者と密接に連絡をとり、保育内容について保護者の理解と協力を得るようにしているか。		・家庭的等認可基準条例第26条 ・保育指針第4章2
◆ (11) 保育士等は保育の計画や記録等を通して、自己評価しているか。また、家庭的保育事業所等の保育士等の自己評価を踏まえ、保育内容等について自己評価を行い、改善を図っているか。		・家庭的等認可基準条例第5条 ・確認基準条例第45条 ・保育指針第1章3(4)(5)

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆：令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
VI 給食・食事		
(1) 給食・食事は適切に提供されているか。		・家庭的等認可基準条例第15条
(2) 施設内又は条例に規定する施設で調理しているか。また、調理業務を外部委託している場合、施設の管理者が業務上必要な注意を果し得るような体制及び契約内容により、家庭的保育事業所等の職員による調理と同様な給食の質が確保されているか。		・家庭的等認可基準条例第15条、第16条 ・調理業務の委託について
◆ (3) 利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであるか。		・家庭的等認可基準条例第15条 ・食事の提供援助及び指導
◆ (4) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。 また、調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。		・家庭的等認可基準条例第15条 ・食事の提供援助及び指導
◆ (5) 家庭的保育事業者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。		・家庭的等認可基準条例第15条 ・食事の提供援助及び指導 ・保育指針第3章2(1)(2)
(6) 原材料及び調理済み食品を食品ごとに50gずつ清潔な容器(ビニール袋等)に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存しているか。		・食品衛生基準条例 別表第1(第2条) ・大量調理マニュアル
(7) 害虫の生息調査又は駆除作業は年2回以上実施し、記録しているか。		・家庭的等認可基準条例第14条 ・食品衛生基準条例 別表第1第2条) ・大量調理マニュアル
(8) 家庭的保育事業所等の職員の健康診断に当たっては、特に利用している者の食事を調理する者につき、綿密な注意が払われているか。		・家庭的等認可基準条例第17条 ・食品衛生基準条例 別表第1(第2条) ・大量調理マニュアル
VII 会計		
(1) 地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。		・確認基準条例第33条
(2) 会計に関する諸記録を整備しているか。		・確認基準条例第49条

地域型保育事業指導監査の着眼点（運営編）

◆：令和2年度指導監査重点事項

項目	着眼点	根拠法令等
VIII 新型コロナウイルスに係る対応について		
<p>(1) 新型コロナウイルスに係る対応について、法令や通知等に基づき適切な対応をしているか。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の発出に伴う保育等の対応（給付費・委託等及び職員の給与）について（市通知） ・新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて（国通知） ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について（市通知） ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（国事務連絡） ・感染症対策ガイドライン